

## 令和2年度第1回富田林市都市計画審議会 議事録

産業まちづくり部 都市計画課

- 開催日時 令和2年7月28日(火) 午前10時00分
- 開催場所 富田林市役所2階 全員協議会室
- 出席者 置田 修、山元 直美、竹村 泰明、浅岡 均、須田 旭、増田 昇、  
南齋 哲平、村山 理恵、西川 宏、南方 泉、坂口 真紀、辰巳 真司、  
京谷 精久、草尾 勝司、田平 まゆみ、西尾 進【計16名出席】
- 欠席者 鈴木 憲、佐久間 康富、宮下 芳三、美馬 一浩【計4名欠席】
- 事務局 【産業まちづくり部】  
森木 和幸、山中 敬之  
【産業まちづくり部 都市計画課】  
仲野 仁人、福元 研一、八木沼 俊、津嶋 友美、岡本 一朗
- 開催形態 公開(傍聴人0人)
- 次第 議第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について  
(諮問)

-----  
《事務局：仲野》

皆さん、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、只今から令和2年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、都市計画課の仲野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、任期満了に伴います委員改選後、はじめての審議会となりますので、会長、副会長をご選出いただくまでの間、事務局で会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様方を、配席順にご紹介させていただきます。

置田委員でいらっしゃいます。

《置田委員》

置田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

山元委員でいらっしゃいます。

《山元委員》

山元でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

竹村委員でいらっしゃいます。

《竹村委員》

竹村でございます。よろしくお願いいたします。

今回が初めてですので、よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

浅岡委員でいらっしゃいます。

《浅岡委員》

浅岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

須田委員でいらっしゃいます。

《須田委員》

須田です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

増田委員でいらっしゃいます。

《増田委員》

増田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

西尾委員でいらっしゃいます。

《西尾委員》

西尾です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

南齋委員でいらっしゃいます。

《南齋委員》

南齋です。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

村山委員でいらっしゃいます。

《村山委員》

村山です。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

西川委員でいらっしゃいます。

《西川委員》

西川です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

南方委員でいらっしゃいます。

《南方委員》

南方です。おはようございます。  
よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

坂口委員でいらっしゃいます。

《坂口委員》

坂口です。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

辰巳委員でいらっしゃいます。

《辰巳委員》

辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

京谷委員でいらっしゃいます。

《京谷委員》

京谷です。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

草尾委員でいらっしゃいます。

《草尾委員》

草尾です。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

田平委員でいらっしゃいます。

《田平委員》

田平です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

なお、鈴木委員、佐久間委員、宮下委員、美馬委員におかれましては、本日は所用のためご欠席  
とのご連絡をいただいております。

続きまして、次第2「委嘱状の交付」に移らせていただきます。

それでは、吉村市長より委嘱状を交付させていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

《委嘱状交付》

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

続きまして、吉村市長より、開会に際しましてご挨拶を申し上げます。

《吉村市長》

おはようございます。

富田林市長の吉村善美でございます。

令和2年度第1回富田林市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと  
思います。

この度は当審議会の委員へのご就任をお願いいたしましたところ、ご多用中にも関わりませず、快くお引き受けを賜りまして誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染者は東京で連日 200 人を超え、大阪でも 100 人を超えるという状況の中で、ある意味では第 2 波の入り口にきているという状況ではないかと、そのように考えております。

このような状況の中、今後、長期化が見込まれる新型コロナウイルス感染症との戦いには全ての市民の皆様、そして、事業者の皆様と共に新しい生活様式の実践に向け、取り組むことが重要です。心を一つにして乗り越えていきたいと、そのように考えておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。

また、今年は富田林市の市制施行 70 周年ということでもありますし、先日、富田林市にとって非常に嬉しいニュースが入ってまいりました。

ご存じだと思いますけれども、7 月 17 日に、内閣府が提唱する SDGs 未来都市に富田林市が認定されました。そして、同時にモデル事業にも認定されたわけです。富田林市の提案といたしましては、富田林市発、商助によるいのち輝く未来社会の実現プロジェクトということで、健康というものをテーマにして、富田林市全域、市民の皆様の健康寿命が延伸して、幸せになる。そういうまちづくりの提案をさせていただきました。これを内閣府として認めていただいて、約 100 の自治体がエントリーされた中で、まず、30 の自治体が未来都市に選ばれました。そして、その中で 10 の都市が最終的に選ばれたわけですが、富田林市はその 10 の都市の中に入りました。今年は富田林市が大阪市の連合体に選ばれたということですので、SDGs 未来都市に向けて富田林市もしっかりとまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

人がにぎわい、まちがにぎわい、市民の皆様の笑顔あふれる麗しの富田林を目指すためには、まさに都市計画というのは大事なツールの一つでございますので、新たなまちづくりに向けて皆様方のお知恵を拝見したいなというふうに思っているところでございます。なお、本日の審議会におきましては、1 つの議案を諮問させていただいておりますので、委員の皆様方のそれぞれの分野で高いご見識から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

恐れ入りますが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして都市計画審議会を進めさせていただきます。

事務局におきましても、この 4 月の人事異動により、変更がございましたので紹介させていただきます。

産業まちづくり部長の森木でございます。

《事務局：森木》

森木でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

産業まちづくり部次長の山中でございます。

《事務局：山中》

山中でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

都市計画課課長代理の福元でございます。

《事務局：福元》

福元でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

政策係長の八木沼でございます。

《事務局：八木沼》

八木沼でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

政策係の津嶋でございます。

《事務局：津嶋》

津嶋でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

同じく岡本でございます。

《事務局：岡本》

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。

事前にお配りさせていただいておりますが、配布資料に漏れなどございましたら挙手していただ

ければ、よろしいでしょうか。

本日は、委員総数20名中、16名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことをご報告させていただきます。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の会議の公開に関する指針により公開することとなっておりますので、会議録作成のため録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。

ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第3「会長及び副会長の選任」についてですが、会長及び副会長は審議会条例第4条の規定により委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

《西尾委員》

これまで会長・副会長を務められてこられました増田委員、置田委員にお願いしてはどうでしょうか。

《事務局：仲野》

ありがとうございます。

会長に増田委員、副会長に置田委員という推薦のお声がありましたがいかがでしょうか。

《各委員》

異議なし

《事務局：仲野》

異議なしのお声でございますので、会長には増田委員、副会長には置田委員にお願いしたいと思っております。

では、増田会長、置田副会長のお二人には、恐れいりますが席のご移動をお願いしたいと思っております。

また、会議の準備のため、ここで、若干お時間をいただきたいと思います。

《事務局：仲野》

お待たせいたしました。

それでは、新しく就任されました正副会長を代表いたしまして、増田会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

《議長：増田会長》

皆さんこんにちは。

只今、皆さん方のご推挙をいただきまして会長という大任を仰せつかりました。

先ほど市長の話にございましたように、これまで経験したことのないコロナ感染症ということで、新しい生活形態、これは働き方にしろ、備え方にしろ、あるいは情報交換の仕方にしろ、大きく変わりますし、それが都市計画上どのような影響を及ぼしていくのかと、あるいはどのような構えをしとかなないといけないのかという大きな命題もございます。また、都市計画審議会と申しますのは、私権制限にも関わる審議の内容でございます。皆さん方の忌憚のない意見をいただきながら公正に、あるいは公開を十分にしながら進めて参りたいと思っておりますので、ご協力の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、置田副会長には前期に引き続いてお手数をおかけしますが、ご支援の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。甚だ簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきますと思ひます。

どうもありがとうございました。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきましては、増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

それでは、改めまして審議を進めて参りたいと思ひます。

次第4ですけれども、その前に議事録署名人を議長の方から指名させていただきたいと思ひます。本日の議事録署名人は、竹村委員にお願いしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

《竹村委員》

はい。承知いたしました。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。

それでは、お手元の会議次第でございますが、本日は議案が1件でございます。

議案第1号南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について事務局の方よりご説明をお願いしたいと思ひます。この案件は諮問案件でございます。よろしくお願ひいたします。

《事務局：八木沼》

都市計画課の八木沼と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号といたしまして、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明させていただきます。お手元の資料では1ページ、議案書では1ページとなります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画区域を対象としまして、中長期的な都



市の将来像に対して、広域的観点から都市計画の基本方針を定めたもので、都市計画法第6条の2に規定されており、大阪府では都市計画区域マスタープランとして策定されています。

都市計画区域マスタープランについては、名称が長くなっておりますので、本審議会では、一般的に呼ばれております「区域マス」の呼び方で進めて参ります。

市町村の都市計画の方針を示した、都市計画マスタープランや個別の市町村決定の都市計画は、この区域マスに即するように定められており、本市においても都市計画マスタープラン改定の際は、区域マスに即するよう定めております。

区域マスの策定及び改定については、都市計画決定事項であり、今回、区域マスの目標年次である令和2年を迎えたことから、大阪府が改定を行うものです。

区域マスの改定にあたりましては、大阪府より市町村へ意見照会を行い、それに対して回答を行います。

本審議会では、大阪府の意見照会に答申するにあたり、改定案について諮問を行います。

それでは、大阪府の改定案の説明に入ります。

まず、区域マスの概要についてご説明いたします。

大阪府内の都市計画区域は地域の特性に応じて4つに分割されており都市計画マスタープランは、これに対応する形で、大阪都市計画区域、北部大阪都市計画区域、東部大阪都市計画区域、南部大阪都市計画区域の4つで構成されております。

本市は、南部大阪都市計画区域に属しており、本市を含む22市町村の都市計画区域が対象範囲になっており、南部大阪都市計画区域の面積としましては、約87,469ヘクタールで、割合としましては大阪府域全域の約46.1%を占めています。

目標年次としましては10年後の令和12年とし、社会情勢の変化により大阪府が適宜見直しを行います。

次に、区域マスの位置づけについてご説明いたします。

区域マスは、上位計画である大阪府国土利用計画（第5次）における土地利用に関する基本的事項と適合し、その他大阪府の関連諸計画との整合・連携を図るよう位置づけられております。

市町村の都市計画マスタープランにおいては、区域マスは上位計画として位置づけられており、市町村の都市計画においてもこの区域マスに即する必要があります。

続きまして、区域マスの改定理由についてご説明いたします。

改定理由といたしまして、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次である令和2年を迎えたことから、人口、産業の現状及び将来の見通しと近年の社会情勢の変化を踏まえ、変更を行うものです。

これまでの流れを継承するとともに、社会変化を受けた新たな流れにも対応しております。

現在の区域マスの主な違いとしましては、人口減少がますます進行することが予想されることから、大阪で既に形成されているコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を強化することや、近年の自然災害の激甚化・広域化を勘案し、都市防災における考え方の位置づけです。

続きまして、改定内容の説明にうつります。

まず、区域マスの構成としましては、5章から構成されており、第1章都市計画区域マスタープランの概要、第2章都市づくりの目標、第3章区域区分の決定に関する方針、第4章主要な都市計

画の決定の方針、第5章都市づくりの推進に向けてとなっております。現在の区域マスの構成とは異なっておりますが、基本的な考え方は変わりありません。

続きまして、各章の内容を概要版に沿って、本市に関連する項目について説明いたします。

スクリーン、資料では見えにくいので、議案書の5ページのA3サイズの概要版をご覧ください。

まず、第1章では、都市計画区域マスタープランの概要としまして、都市計画区域マスタープランの基本的事項、大阪の都市の概要、南部大阪都市計画区域の概要について記載しています。南部大阪都市計画区域の概要としまして、概要版第1章左上のグラフの南部大阪の人口ですが、平成27年には約236万人で既に減少期に入っていますが、大阪府推計によると、令和12年には約214万人とさらに大幅に減少されることが推計されています。他に、土地利用の状況、空き家の増加、大阪の都市構造などを記載しています。

ここからは、スクリーンまたは資料4ページからをご覧ください。

続きまして、第2章では、都市づくりの目標を記載しています。大阪府全体を視野に入れ、多様な視点で目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示すために、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現、多様な魅力と風格ある大阪の創造の3つの都市づくりの基本目標を掲げ、そのための都市づくりの視点として、大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくり、多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進を定めています。

続きまして、第3章では、区域区分の決定に関する方針としまして、市街化区域と市街化調整区域を線引きする、区域区分の役割や区域区分変更する際の区域区分変更の基本方針について記載しています。

本方針は、おおむね5年ごとに行う、市街化区域と市街化調整区域の線引きを見直しする際の基本となる考え方について示したものです。

基本的な考え方としましては、現在の区域マスと変わりませんが、近年、頻発・激甚化する自然災害に対し、災害に強い都市づくりが求められていることから、新たに市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、新たな市街地が形成されないよう、原則として市街化区域へは編入しないという方針が追加されました。

大阪府では、本方針に基づき、区域区分の変更を令和7年に実施する予定としています。

続きまして、第4章では、主要な都市計画の決定の方針としまして、土地利用に関する方針、道路・河川・下水道、公園整備等の都市施設の整備に関する方針、市街地再開発事業に関する方針、都市防災等のその他の方針について記載しています。本市に関連する項目について説明いたします。

まず土地利用に関する方針についてご説明いたします。

市街化区域の土地利用の方針としまして、用途の配置については、商業・業務施設等の都市機能は、都市計画法に基づく緩和制度等の活用により、主要な鉄道駅周辺等の中心市街地において集積し、土地の有効・高度利用を促進すること。住宅地は、既成市街地における配置を優先し、自然系の土地利用からの転換を抑制すること。

低未利用地の活用については、都市計画諸制度や税制優遇等を含めた制度の活用により、適正な活用が図られるよう検討すること。

優良な農地との健全な調和については、区域区分の運用や生産緑地制度の活用、田園住居地域の

指定等により、保全・活用を促進することなどの方針を定めています。

次に、市街化調整区域の土地利用の方針としまして、自然環境・農空間の保全については、周辺山系等の自然環境を保全・再生すること。農空間保全地域について、農地の賃借等による担い手の確保や基盤整備の改善等により、農空間を保全活用すること。

秩序ある都市的土地利用の実現については、維持・保全することを基本としながら、計画的な整備が行われることが確実であり、市町村マスタープラン等に位置付けられている区域で、かつ立地適正化計画との整合が図られている区域については、必要最小限の区域において、秩序ある都市的土地利用を誘導する方針を定めています。

次に、都市施設の整備に関する方針についてご説明いたします。

まず、交通施設に関する方針としましては、国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、鉄道・道路ネットワークなどの充実・強化を図ることを基本的な考え方として、定めています。

次に、河川整備の方針としましては、人命を守ることを最優先とする基本理念のもと、逃げる凌ぐ防ぐの各施策を実施することを基本的な考え方として、治水施設の整備とともに、洪水リスクの情報共有や、降雨時の河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業等の施策を効果的・効率的に組み合わせた治水対策に取り組むことなどの方針を定めています。

次に、下水道整備の方針としましては、老朽化施設の改築更新を優先的に進めながら、水質の改善や浸水対策に取り組むとの、基本的な考え方のもと、下水道未整備地域の整備を促進するとともに、河川、関連公共下水道整備と連携し、10年に一度の降雨に対して、雨水施設を整備することや局所的な集中豪雨等による、都市型水害対策を推進することなどの方針を定めています。

次に、公園整備の方針としましては、大阪の活力と魅力を高め、府民の安全・安心な生活を支えるとともに、みどりの少ない大阪の貴重な自然環境を保全するとの基本的な考え方のもと、PMO型指定管理や、P-PFI型施設整備などを導入し、にぎわいづくりに取り組むことや、広域避難場所や後方支援活動拠点に位置付けのある公園について、防災公園としての整備を推進することなどの方針を定めています。

次に、その他の方針についてご説明いたします。

都市防災に関する方針としましては、近年、自然災害が激甚化する中、減災の考え方に基づき、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせた、防災性の高い都市づくりを推進する、との基本的な考え方のもと、土砂・洪水・浸水対策については、土砂災害特別警戒区域等の、土石流やがけ崩れ等による災害の発生の恐れのある区域において、新たな土地利用を原則抑制することや、10年に一度の降雨に対し、下水道・河川、雨水施設の整備等を実施することのみならず、水害による甚大な被害が発生していることから、さらに、浸水深さが50cm以上の床上浸水が想定される地域を、洪水リスクを特に留意すべき地域とし、新たな開発行為を事業者等が検討する機会をとらえ、洪水リスク情報の詳細な周知に努めることなどの方針を定めています。

また、耐震については、道路、防潮堤、下水道施設等の土木構造物やライフラインの耐震化を推進し、鉄道施設の耐震化を促進することなどの方針を定めています。

次に、居住環境に関する方針としましては、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された、活き活きとくらすことができる住まいと都市の実現に向け、施策を展開するとの基本的な考え方の

もと、駅前周辺の中心地や既成市街地での建替えを促進し、良質な住宅・宅地ストックの流通や、空き家の有効活用を促進することなどの方針を定めています。

また、その他の方針では、ほかに、みどり、都市環境、都市景観に関する方針を定めています。

最後に第5章では、都市づくりの推進に向けて、都市計画の方針とあわせて実施していくことについて記載しています。

成熟社会において、さらに生活の質を高めていくため、産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進すること。

民間が主体になってまちづくりや地域経営を積極的に行う、エリアマネジメントの取組みを促進すること。

都市マネジメントにICT技術を活用し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取組みを推進することなどの観点を取り入れながら、都市づくりを進めることとしています。

区域マス改定の内容についての説明は以上になります。

なお、今回の変更案については事務局としましては本市の都市計画マスタープランに影響はないことから、支障なしと考えております。

最後に、改定スケジュールについてご説明いたします。

昨年より大阪府の方で改定作業を進めておりますが、作成した素案について、今年1月20日、大阪府が公聴会を行いました。公聴会において南部都市の区域マスについて、公述申出された方は1名おられたとのことです。

その後、大阪府が作成した案について、本市に対し5月12日に意見照会があり、本審議会にて諮問させていただいている状況です。

大阪府では、作成した案について、大阪府及び各市町村にて5月18日から6月1日まで、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行っており、本市では、1名の方が縦覧に来られましたことを報告させていただきます。

今後につきましては、本審議会でいただいた意見について大阪府へ意見答申した後、8月下旬に予定されている大阪府都市計画審議会にて付議し、その後国との協議を経て、9月から10月に告示の予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。議第1号南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご審議の程、よろしく願いいたします。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。

只今、議第1号の区域マスの変更についてご説明をいただきました。

ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。

西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

今発表いただきましてありがたいですけど、これは具体的な内容は入ってないんですね。

細かい内容は今日はないんですね。

《事務局：仲野》

そうですね。基本的には大枠だけを言わせていただいて、個別の事業計画というのは大阪府の中で、例えば河川であれば河川だけで、それぞれ他のところが事業計画を持っています。まあ大阪府の総合ビジョンという一番大きな計画があってその中の都市計画に関連するようなものの一番大きい計画ですね。それに揃って、例えば道路の計画であったり、下水の計画であったり、下水の計画というのは、各々事業計画がその下にぶら下がっているみたいなものです。だから今回は大きな理念ですね。

《西尾委員》

本日の会議では細かい具体的な内容については提起してはダメだということですね。

《事務局：仲野》

ご意見は全然いいです。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうかね。

他いかがでしょうか。

田平委員どうぞ。

《田平委員》

マスタープランの概要のところでは河川整備の方針が書かれているんですけども、人命を守ることを最優先とする基本理念のもと、ということで、これは当然のことだと思うんですけども、このプランの中で欠けているのかなと思った視点としては、自然環境であるとか生態系の保全という視点が盛り込まれていないのかなというふうに感じたんですけども、今護岸工事とか河川整備によって水質の悪化であるとか、自然に浄化されるというシステムが減っているというような問題であるとか、生物の生態系が著しく悪化している問題について、私自身がすごく気にかけているんです。

その辺について、例えば今も3面コンクリートで覆ってしまう護岸工事が一般的に行われていっているんですけども、やはり富田林市内でも生態系の問題とか、自然保護・里山保全の活動とかをされている団体がいくつかありますけれども、そういった方のご意見等を伺っていると、生物の連続性ですね、コンクリートですと覆われてしまうと生物が移動していくことができないであるとか、そういう連続性が失われるという問題とか、そういうことを今は伝統的な工法に新たに新しい技術をいれることによって、防災的なところも維持しつつ自然保護の観点も両立できるということがかなり研究されていますので、そういったことを、今後、富田林市は特に豊かな水ということが売りでもありますし、2章の都市づくりの目標のところでも、国際競争に打ち勝つであるとか、国内外の企業を呼び込むというような課題も書かれていますけれども、そういった意味でも日本らしい風景を守り、どこにでもあるものにならないというところはすごく重要な視点かと思います。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。

河川整備の方針の中に環境の視点が盛り込まれているかどうかの確認だと思いますが、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

議案書の41ページに河川整備の方針ってあるんですけど、(3)の河川環境の整備と保全ということで、ちょっと意味合いは違うかもしれませんが、ここで自然環境への保全というか、この項目として水環境とか良好な空間形成という意味合いでは大阪府は考えてはるんですけども、ただ、都市防災と自然環境の保全というところは、どうしても相反するところも実際あると思うので、そこは大阪府もいきなり「スーパー堤防を整備します」とかいうのは正直なかなかできないと思うので、今河川の改修計画をもって、よくやってはるのは洗掘というんですかね、河川の河床をきれいにするような作業を計画的にやっているというふうには聞いているんですけども、一応大きな目標として、そういうことで人の命を守っていかないとダメですよという観点も、当然、それとの両立というの観点としては設けられているのかなと思っております。

《議長：増田会長》

ちょっと補足しますとね、基本的には河川は利水と治水と環境という視点で整備の方針を打ち立てております。基本的には、環境のところでの33ページの(3)河川環境の整備と保全というのは、必ず謳われておまして、これは平成10年ぐらいに河川法が変わりまして、環境の視点を河川整備の中に盛り込むというふうに河川法が変えられたんですね。したがって、ここにございますように、ご指摘がございましたような生態系保全であったりとか、エコロジカルネットワークの1つの基盤になりますので、そのネットワーク性の確保であったりとか、そういうことが盛り込まれております。それと治水と利水をどう融合させて、全体として河川整備をしていくかということが、大阪府の中の河川審議会の中でも議論されながら進められていると思います。

ご指摘の視点は非常に重要で、今日のパワポの資料には入ってませんが本編には入っているということでもいいのかなというふうには思いますけれど。

田平委員どうぞ。

《田平委員》

ご回答ありがとうございます。

そういう視点というのは、一応書かれているということは言っていたんですけども、やはり、実際そのようになっていないというのが、この間を見ている感想ですので、実際書かれていても、先程も相反するものだというような認識も示されましたけれども、相反さない方法というのがかなり研究されているということで、私も今日資料も持ってるんですけども、後で渡しますが、そういった河川整備の新しい自然環境に配慮した方法というのを具体的に活用していただきたいということを申し上げておきます。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。

最後はご意見ということで、ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

今の質問にちょっと関連すると思いますけども、何年か前に石川の橋が流されたと、今回、熊本の大雨で相当数の河川の橋梁が流されております。これについて、橋梁についての記述が全くないんですけど、どういうことで考えておられるかお答え願いたいと思います。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

この区域マスの中では、40ページの道路の項目の中で耐震化の観点も入れた中で道路の付属施設というの耐震化していきますよという形では一応目標としては掲げているんですけど、実際の話としてはなかなか整備が進んでいないというのが現状ですね。本市においても耐震化ではなくて長寿命化はかなり進めさせていただいているんですけども、そこまでなかなか財政的な部分もしんどいなというのが正直なところでございます。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《西尾委員》

ありがとうございました。

もう1点だけ質問させていただきたいんですけど、何年か前に仲野課長も入られて大阪狭山市で都市計画道路の見直しという形でお話があったんですけど、今回も未着手である都市計画道路について将来の必要性、実現性を考慮し計画の存続・変更・廃止を決定するなど見直しを進めますと書いてますけども、あれは何年前でしたかな、5年前でしたかね。その後、そういう存続・変更・廃止などの予定とか協議はないんですか。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

前回の見直し時に、交通量とかネットワーク論とか色んなところで検討させていただいて、今現

在都市計画道路を存続させていただいてます。それから何年か経ってますけども、今のところあの時に残した都市計画道路は将来的に整備していく方針というのは今も変わってません。ただ、なかなか大阪府でやってもらわなあかん路線というのがなかなかというのが正直なところでして、根元の幹線道路ができないと、市の方はその末尾に繋がるような枝の道路を持っていることとなりますので、枝だけ先に先行するというわけにもいきませんし、なかなかそこは大阪府に要望を出しながら、特にうちは前にも申しましたように、八尾富田林線とそれにくっつく狭山河南線ですね、この2路線は都市防災という観点からも緊急避難通路になってくるところもありますし、物資の輸送路にもなってきますんで、ここは常に大阪府とは色々協議させていただいて、たしか大阪府とは、八尾富田林線に関しては連絡協議会をもって毎年会合ももたしてもらった中で色々協議させてもらっているという現状があるんですけどもなかなか整備までにはいたれへんという現状です。今のところまだ大きな見直しをするという予定はございません。以上です。

〈議長：増田会長〉

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〈西尾委員〉

ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

他いかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。

大きな基本方針を書かれていますので、大体皆さんが言われていることは一応文言としては抜けていないと、先程の橋の話もそうですけれども、1つは流下能力の向上という形の中でそういうことが考えられますし、道路は道路の方で耐震化みたいな話で書かれているとか、あるいは、定期見直しですね、一度ここも都市計画道路の見直しを大阪府下でやってますけれども、10年なり20年なりの定期的に見直しの必要性があるというふうなことが、ここで40ページの(3)の一番下の丸に書かれているといったような状況だというふうに思います。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

須田委員どうぞ。

〈須田委員〉

全体的な話なんですけど、先程のパワポの8ページなんかでもPMO型の指定管理や賑わいづくりに取り組むということで、公園整備の方針なんかでも、公園整備だったり、府営の色んなそういう指定管理をどんどんさらに賑わいの創出につなげていこうということで、こういうのもコロナの影響で手がどこも挙がっていない状況になってまして、今回これはもちろんコロナ禍を見たものではない状況で作られてるんですけど、今後、ザクっとした話で申し訳ないんですけど、アフターコロナの社会に向けてどんな感じでこの計画がまた変更というか見直されていくとかというのは、今の



ところご説明いただけるものはあるんでしょうか。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

アフターコロナによってこれの改定ということが想定されますけれども、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

おっしゃるとおり、今回のこの計画そのものは、もう策定が去年、それかもうちょっと前ぐらいから下調整が始まって、実際に手続きとしたら去年から動いているところがありまして、コロナの部分には対応されていないというふうに大阪府から聞いております。ただ、おっしゃるみたいにこのコロナの影響がどういう形で今後でてくるかというところを見据えまして、また随時、改定というのは考えていくというふうには大阪府から確認しております。おっしゃるみたいに、アフターコロナによって色々な観点が変わってくるところがあると思うんで、よく言われるのはICTの活用ですよ。俗に言うスマートシティの考え方をどう盛り込んでいくのかとか、そういうところが論点になってくるのかなとは市として思っております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

アフターコロナに関しては、ICTの進捗によって住まい方の仕組みとか、働き方の仕組みが変わったり、あるいは郊外都市で在宅ワークの時の住宅のあり方、住宅政策のあり方みたいなやつがどう考えていったらいいとか、あるいは農業政策でも地産地消の仕組みみたいなやつをもっと強化しとく必要があるのではないとか、そういうことが少しずつ議論されて展開していくように思います。今大阪府の方の農業政策については、来月ですね、初めに少しアフターコロナについて議論しましょうかというふうな話を私も少し参画をしてさせていただいたりしております。

他いかがでしょうか。非常に重要な視点で、多分、この市においても少しアフターコロナに対してどんな政策を考えていくのかというのは重要になろうかと思えます。

他いかがでしょうか。

南方委員どうぞ。

《南方委員》

私、先日、環境保全の新技术を持つ、詳しくはまだちょっとここでは説明が長くなるのでしないんですけど、そういう会社に訪問というか研究に行って参りました。そこで、地球の環境を保全するという視点では素晴らしい技術を持たれている会社だったんです。実は一部ですごく注目されている会社でもありまして、ただ、それがどういうふうに広がっていくのかなというのは頑張り次第なのかなと思うんですが、こういうね、例えば、新しい技術を研究していくような、研究するような機関というかグループというか、本当に小さな集まりでもなんでもいいんですけど、結局任せきりで、できたものに対して意見をというようなことで、そのまま進んでいくような感じなんですけれども、せっかくSDGsのモデル都市に選ばれたのだから、やっぱり先導して富田林市がやって

いかないといけないことってあるんじゃないかなというふうに、私、3日前に岡山県だったんですけど、行かせてもらった時に強く思いまして、そういう技術や新しい考え方を実際に研究するような集まりというか、そういうグループというか、プロジェクトというか、もしあればというか、そういう考えはこれから必要じゃないかなというふうに思いました。

《議長：増田会長》

いかがでしょう。

富田林市にそういう研究機関であるとか、研究グループがあるのかどうかということですけど、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

ちょっと意味合いが違いますけど、うちの方も公民連携デスクというのを立ち上げてまして、民間との連携の強化を図っています。おっしゃるとおり、今回、先程市長も申しましたとおり、SDGsの未来都市に選定されましたんでね、その中でも民間との連携というのは当然、正直に言いますと、行政だけのお金じゃなかなか何もできないっていう現状がございますので、そこで民間の力を借りると、ただ、民間はそしたら何のメリットがあるんやというところが当然出てきますので、そこをちょっと上手いこと連携を図っていかないとということですね。今、全国各地でこれが流行りみたいになってるんですけども、なかなか難しいところもあるみたいで、大阪府はかなり今回もこの4月にスマートシティ戦略部というのを立ち上げられまして、その公民連携にだいぶ力を入れられてるというふうに聞いておりますので、大阪府の力も借りながら色々市としても取り組んでいきたいなというふうには考えております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

この近辺に羽曳野に大阪府の環境農林総合研究所があって、ある一定、そのSDGsであったり、環境政策に対しての研究機能は持っているといったところかと思えますけれども。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田平委員どうぞ。

《田平委員》

度々申し訳ないんですけども、第4章の、概要版の方で見るとわかりやすいと思うんですけど、黒丸の4つ目のところで、区域区分の運用、生産緑地制度の活用、それから田園住居地域の指定等により優良な農地の保全活用を促進というふうにあるんですけども、この田園住居地域の指定についてなんですけど、これはおそらく2018年に都市計画法で新たに加わった田園住居地域という指定についてだと思んですけど、これを創設することによってどんなメリットがあるのかについて教えていただきたいのと、例えば富田林市であれば、現在指定されているところがあるのかと、今後どういったところが対象になってくるのかということをお聞きしたいというのが1つと、あと、一番下の黒丸のところで必要最小限の区域において秩序ある土地利用の誘導を図るということ

で書かれているんですけども、無秩序な開発にならないように開発規制ですとか、市町村長の許可制が導入されたというようなことあると思うんですけども、今現在も廿山の方で開発が進められていて、結構、近隣の住民の方からも非常に問題視されているところがあります。この秩序を守るためにどういう対策をとられているのか、また、今後どうされるのかということをお聞きしたいと思います。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

まず、田園住居地域なんですけども、一応、法の解釈では優良な住宅とその横に大きな畑ですね、どっちかと言ったら別荘みたいなイメージになるんですけども、大きな敷地面積の中で住宅があって横に畑があるようなイメージになると思います。本市の指定状況としては今のところございません。用途地域指定というのは基本的に市街化区域の話になりますので、どちらかという調整区域の離れ里のような、別荘地みたいなイメージになるのかなという気はするんですけども。

《議長：増田会長》

ちょっと補足しましょうか。

多分、田園住居地域は大阪府下では指定はまだないと思います。都市農地の活用基本法ができて、農業政策として住居系用途の中に農業用のレストランであったり施設であったり加工施設であったり、居住機能と農業振興政策とが一体的に展開できるというふうな形で新たに設けられたのがこの田園住居地域です。昔の地区計画で言っていた田園居住とは違って、用途地域は農業政策上うたれたということです。まだ、全国的にはあまり事例がないと思います。それを待たられないということで植物工場であったりというのは、建築基準法のみなし規定で一部地産地消を推進することがために建築基準法上で認めていくというような通達も出されております。そんなところが、この田園住居地域の指定ということだと思います。農地法とか、生産緑地法を改定して、そっち側では施設立地ができるようになったんですけども、用途地域の制限上、施設立地ができないというようなものがあつたので、都市計画法と連動してこの田園住居地域というのは設けられたということです。

多分、全国的にはあまり指定されたというのは聞いていないです。多分、大阪府下ではまだないと思います。一度調べていただいたらいいと思います。

《事務局：仲野》

大阪府下ではまだありません。

《議長：増田会長》

そんなことです。ちょっと補足ですけど。

《事務局：仲野》

あと、もう1つの方ですけど、概要版に書いているのは、市街化調整区域での開発行為を秩序あるものにしようという意味合いで書かれています。今おっしゃっている廿山のところは市街化区域なので、本来で言えばそういう行為ができるエリア、市街化を促進するエリアになりますので住宅開発というのはやっていると、ただ、やる中で優良な住宅環境を作ってもらわないといけないので、当然、開発許可に対して市の方で開発指導要綱に基づく色んな整備基準というのを設けておりますので、例えば緑地を何%以上とってくださいとか、道路の幅員はこうしてください、公共下水はこんふうに整備しないとダメですよ、当然、エンドユーザーの方のこともありますし、周辺の方のこの話もありますんで、工事中の防災対策にも留意なさいという文言も協議の中で言わせていただいていますんで、ちょっとここに書いてる内容とは違うのかなと、それはその都度指導はさせていただいているという状況でございます。ただ、今回のやっている行為がかなり大規模なものなので、なかなか全体的に抑えることっていうのはちょっと難しいのかなというのは正直なところだと思っています。ただ、事業者の方も色々協力的に頑張ってくれてまして、散水であったり、今聞いている話であれば8tの散水車もこの工事のために購入したと聞いてますので、近隣に埃や粉塵が舞わないように、その購入した散水車で1日4回も5回も水の散水もしていただいていると聞いてますので、ただ、なかなか末端まで対応しきれていないというのが現状だと思っております。そこは引き続き指導させていただきたいと思っております。もう1つこっちの調整区域の土地利用の話に戻るんですけども、こちらの方についてうちの方としましては、市街化調整区域の地区計画のガイドラインというのを定めさせていただきまして、市街化区域の開発行為よりもワンランク上のそういう環境とか周辺に影響でないような形というか、配慮した形で開発計画を進めるようにというふうに指導させていただいています。当然、市街化調整区域の地区計画の案件につきましては、この審議会の中での議決をいただかないとその次のステップに進んでいけないという手続きになってますので、もしそういう話が出てくるようであれば、最近であれば西板持の309号線沿いでスターバックスができたり、今ちょうどお向かいにトライアルさんかな、来週ぐらいにオープンするって聞いているんですけども、そういう形でやっていただいているというのもあります。ただ、市としたら大きな道路の沿線沿いというのがポテンシャルのある土地だと考えておりますので、そこを活用して生活の利便施設が来れば、周辺の住民の方の利便性も上がりますし、市としたら財政的な部分も補っていただけるところもありますので、そこを色んなところを加味しながらまた今後も考えていきたいなと思っております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

他いかがでしょう。

大体気になっているところを少し意見をいただけたかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それではお諮りしたいと思いますけれども、この大阪府の区域マスのここを改定せいという程のことがなくて、かなり基本的なことが書かれておりますので、諮問に対する答申としては「意見な

し」という答申でよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。

ご異議がないということですので、「意見なし」という形で答申をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、ここで少し議論された内容、議事録の内容の話をお大阪府に、こんな議論が出されましたということはお伝えいただければと思ひますけれども、市の内部だけで留めるのではなくて、意見はないですけれども、付帯意見でもないですけど、議事録としてはこんな議論がされましたということをお伝えいただければ、各委員の皆様からいただいた意見が有効になろうかと思ひますけど、市の方は大丈夫でしょうか。

《事務局：仲野》

大阪府の方に議事録の送付をさせていただくように調整させていただきます。

《議長：増田会長》

よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、私の方でお預かりしておりました議案に關しましてはこれで終わりたいと思ひますけれども、事務局あるいは委員の皆さん方、その他ございますでしょうか。特にございませんか。事務局はいかがですか。ございませんか。

《事務局：仲野》

また、秋頃にいつもの生産緑地に關しまして都市計画審議会を開催予定でございます。ただ、またコロナの關係によってはひょっとしたらこういうふうになるのではなくて書面開催という方法をとらせていただくかもしれませんので、そこはまたすいませんが、事前に色々連絡させていただきますので、その時にはご協力の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

《議長：増田会長》

そしたら、これをおもちまして令和2年度第1回富田林市都市計画審議会を終了したいと思ひます。ありがとうございます。